

# 信州の一弁理士の活動状況

会員 宮坂 一彦



## 要約

長野県（信州）における地理的な条件、独自性を重視する県民マインド、産業のポテンシャル等を踏まえると、筆者は私見ながら信州の特許事務所・弁理士には、信州の各地の特性に合った特許事務所・弁理士の在り様というものがあるのではないかと考えている。信州に限らず、同様に地方にいる弁理士は世界の動きを意識しつつも各地方の特性を活かした弁理士の在り様を今後も模索していくのだろうと思っている。

本稿では、2章で長野県（信州）のことについて触れながら、3章で日本弁理士会東海会長長野県委員会が行っている特徴的な活動、筆者の活動拠点である諏訪エリアで独自に行っている活動、そして筆者自身の日頃の活動などを紹介していく。

## 目次

1. はじめに
2. 長野県（信州）のこと
3. 自分を含む弁理士仲間の活動のこと
  3. 1 長野県信用組合とのコラボレーション
  3. 2 長野県弁理士の集い
  3. 3 諏訪圏特許事務所連合会
  3. 4 田舎弁理士の日頃の活動
  3. 5 プライベート
4. おわりに

## 1. はじめに

私は長野県諏訪エリアの事務所を「主たる事務所」として登録し活動する弁理士です。弁理士として何か特別に成功しているという訳ではございませんが、たまたま令和元年度 東海会長長野県委員会の副委員長及び令和2年度 同委員長を仰せつかっている関係から、行き掛り上 Patent 誌寄稿のお声が掛かったものと理解しております。今回、折角の機会を頂戴しましたので、以下、自分を含む弁理士仲間が長野県全域及び諏訪エリアにおいて行っている活動のこと、そして自分のことなどを雑駁ではございますが紹介してみたいと思います<sup>(1)</sup>。

## 2. 長野県（信州）のこと

私達は長野県全域を指して「信州」と呼ぶことがあります。諸説あるようですが、古事記の時代から「科野国」と呼ばれる地域があり、やがて、現在の長野県全域に相当する範囲を指して「信濃の国」と呼ぶようになり、更には「州」の語を用いて「信州」と呼ぶようになったようです。上述の詳しい経緯は歴史学者に譲りますが、例えば国立大学法人「信州大学」などと「信州」の語は現在も県内外で使われております。

かくいう信州ですが、ご存知の通り山がちな地形となっており、山・峠を境として大きく4つの地域に分かれております。長野・須坂・中野・飯山などを含む「北信」、松本・安曇野・白馬・塩尻・木曾などを含む「中信」、上田・小諸・佐久・軽井沢などを含む「東信」、そして諏訪・伊那・飯田などを含む「南信」の4つです。余談になりますが、東海会の幹部（名古屋方面）の方々には、長野県は面積が広い割に上述のように山・峠で隔てられており何か集まるのも一苦労だといつも申し上げておるところでございます。

4つの各地域は互いに気候も異なり食などの文化も微妙に異なっており、それぞれに独自性があるように感じます。このような状況もあってか長野県民の中には自主独立・独立独歩の精神を持つ方が多いと昔から言われております。地域間のライバル意識も強い（強かった）ように思います。廃藩置県が行われた後の一

時ですが、長野県と筑摩県との2県が存在する時代もありました。リアルタイムでの知見がある訳ではありませんが、どうも煎じ詰めると善光寺を中心として発展してきた長野と松本城を中心として発展してきた松本との覇権争いのようなものだったかもしれません(あくまで私見)。

上述を読みますと長野県民はそれぞれの独自性が高く各自が好き好きに行動する者ばかりだと誤解されてしまいそうですが、その一方で団結力もあります。長野県出身者には県歌「信濃の国」が刷り込まれており、皆さんほぼ間違いなく「そら」で歌えます。ですので県出身者が集まる会合はちょくちょくこの県歌で締めが行われます。また、諏訪エリアで6年に1度行われる諏訪大社御柱祭における氏子の熱意は只ならぬものがあります。自分も然りですが「信州」「信濃」あるいは「諏訪」という旗印の下での地元愛・団結力については、他県の人にはもはや理解不能なくらい強いものがあります。

産業に目を向けますと、他県の皆さんが先ず思い浮べるのは変化に富んだ自然を活かした観光業かと思えます。これに加え農林水産・食品加工業、製造業なども盛んです。製造業についていえば、優れた技術力を持つ中小企業が集まったエリア(いわば地域集約的な産業クラスターが形成されたエリア)が県内各所に配されています。私の活動拠点である諏訪エリアにおいても、町工場から世界的な中堅企業まで高い技術力を持つ多くの企業が集約しております。

これまで述べてきた地理的な条件のこと、独立独歩と団結のマインドのこと、産業のポテンシャルのこと等の信州の諸環境・諸特性を踏まえると、私見ながら、信州の特許事務所・弁理士には、信州の各地の特性に合った事務所の在り様・弁理士の在り様というのがそれぞれ何かしらあるのではないかと考えております。

次に、自分を含む弁理士仲間の活動のことについて特徴的と思われる活動を中心に触れていきます。

### 3. 自分を含む弁理士仲間の活動のこと

#### 3. 1 長野県信用組合とのコラボレーション

まず、長野県委員会が参画・協力して東海会が行った地元金融機関とのコラボレーションについて紹介します。

長野県内には、長野県全域を支援域とした金融機関

の「長野県信用組合」さんがいらっしゃいます。長野県信用組合は、竹内執行役員を中心に黒岩理事長トップから支店職員に至るまで知財に対する関心が高く、取引先事業者の経営支援を行うにあたり取引先事業者の知財にも着目して考えていこうとする「知財金融」に積極的に取り組まれております<sup>(2)</sup>。弁理士との交流も多くあり、長野県委員会(特に綿貫顧問)とも日頃から太いパイプを有しておりました。長野県信用組合としても弁理士と共同でもう少し踏み込んだ活動をしたという機運が有ったのではないかと推察いたします。

そんな折、長野県委員会 綿貫隆夫顧問の紹介の下、令和元年当時の東海会 奥田誠会長、及び、知財金融対応委員会 井上佳知委員長の強力なリーダーシップもあって、長野県信用組合と東海会との共催による共同セミナーを開催するに至ったものと理解しております。そして、私達、長野県委員会としても当然ながら開催のお膝元の組織としてこの共同セミナーに参画・協力することになったという次第であります。

#### (令和元年に開催された共同セミナーの詳細)

令和元年の共同セミナーは、12月5日(木)に長野県信用組合本店で日本弁理士会東海会と長野県信用組合の共催により「会社の存続・発展に要るもの～実は身近な知的財産と弁理士～」をテーマに掲げて開催されました。

この共同セミナーは、日本弁理士会本会による絆プロジェクトの「知財金融連携」イベントにも位置付けられ、日本弁理士会東海会の事業の一環として開催されたものでした。長野県委員会としては「長野県における地域知財活性化運動の推進・協力事業」を行ったということになります。なお、令和元年の共同セミナーは、金融機関に対して弁理士が講演等を行うという通常の形式のセミナーではなく、金融機関が参加を呼び掛けて出席した金融機関の顧客に対して弁理士が講演等を行うという形式のもので、金融機関と弁理士が連携してこのような形式で行うセミナーは全国でも初の試みであったとのことでした。

セミナー会場として長野県信用組合本店の会議室を使用させてもらうことになりましたが、この会議室の内装、設備等が大変に豪華で、私達開催スタッフの気分は大いに盛り上がりました。

セミナーには中小企業経営者を始め、知的財産担当者、開発部門担当者、長野県信用組合職員が出席し、

私達スタッフを含めた総出席者数は100名となりました。

セミナーは3部構成で行われ、第1部では「“チザイ” = 「発明」？自社の技術・ブランドを有効活用するためのツール」と題して、井上佳知知財金融対応委員長らの講演及び同井上委員長と知的財産支援委員会伊藤浩二弁理士との掛け合いによる意匠・商標の活用に関する紹介がありました。第2部では、「使える知的財産！～身近な支援」と題して、長野県信用組合竹内氏、長野県知財総合支援窓口 知的財産アドバイザー 久保氏及び長野県 岡村隆志弁理士をパネリストとし、金融対応委員会 加藤光宏弁理士をコーディネーターとするパネルディスカッションが行われました。

第3部では、「自社の知財を知ろう！他社の知財を知ろう！」と題しての知財座談会が行われました。第3部の知財座談会については、東海会 南島昇副会長による報告書<sup>(3)</sup>が状況をよく伝えているので、以下にこれを引用します。

『中小企業経営者などは、日頃、弁理士と接する機会、話をする機会がほとんどないのが実情であり、「弁理士は敷居が高い」と思われる要因となっています。一方で無料相談などのマンツーマンでは参加者が聞いてよいこと悪いことの判断が難しく、疑問に対して気軽に相談することも難しいのが実情のようです。

座談会では、約60名の参加者を5つのグループに分け、グループごとに弁理士を3～4名を配置しました。この座談会は、東海会で毎年数回にわたり開催している「知財経営サロン」を参考とし、弁理士と参加者が自由に話をする場を提供するものです。

座談会では、1名の弁理士が司会者として、各参加者から知財に関する疑問点を引き出し、これにグルー

プに加わっている弁理士が自己の見解を述べていくという形で話し合いを進めていきます。他人の質問に引き続いて質問できることから、参加者は遠慮なく自由に疑問を述べるができる気軽さがあります。また、参加者は、他の参加者の疑問から発生する新たな疑問を弁理士に投げかけることができることから、知識のより深い理解につながります。参加者からの疑問点は知財の発掘、管理、海外展開、活用と幅広く出されていくことから、参加者は他社の知財への取り組みや考え方も吸収することができます。

この座談会では、各グループともに非常に活発な話し合いが行なわれ、設定された1時間では時間が不足気味だったようです。

今回は、各グループに長野県委員会の弁理士が1名以上加わっていたことから、地元の企業の日線に応じた適切な解説が行なわれたものと思います。実際に、座談会が終わった後、各グループ内では、弁理士と参加者、参加者同士で名刺交換する姿がありました。』

第3部の知財座談会については、中小企業・金融機関・弁理士の3者が「win-win-winの関係」になれたところが最大の特徴だったかと思っています。すなわち、中小企業経営者／知財担当者にとっては、日頃は訊きにくい弁理士へ知財の質問をしたり他社の考えていることを聞ける機会となりましたし、長野県下の弁理士との繋がりも得られました。長野県信用組合の職員にとっては、顧客である中小企業の考え方を把握することができ経営支援の参考とすることができましたし、長野県下の弁理士との繋がりも得られました。長野県下の弁理士にとっては、中小企業経営者や長野県信用組合の職員との面識を得られるほか、自身の知見経験から参加者に参考となる情報を提供することができました。

開催スタッフとして参加していた長野県委員会の委

#### 知的財産活用セミナー

日本弁理士会/日本弁理士会東海会との共催により、「日本弁理士会絆プロジェクト」として全国初の取組みとなる「知的財産セミナーイベント2019」を令和元年12月に本店で開催し、総勢100名のご参加をいただきました。



知的財産セミナーイベント2019

図1 パネルディスカッション（長野県信用組合 DISCLOSURE 誌より抜粋）



事例③ 知的財産セミナーイベント2019 第3部の座談会

図2 知財座談会（長野県信用組合 DISCLOSURE 誌より抜粋）

員の方にも中小企業から反響が寄せられており、新たなコネクションもできつつあります。私の複数の既存クライアント様においても、本共同セミナーに参加して様々な気付きがあったようで、知財意識も高まり、今までにない視点での相談が寄せられるようになって、コネクションがより強くなりました。

### (令和2年度開催の共同セミナーの構想)

令和2年度の開催に当たっては、Withコロナ時代を踏まえた新しい開催の在り方をゼロベースで見直しました。新しい形式のセミナーは、基本的には上述した知財座談会と同様のコンテンツですが、実施形式がWithコロナ時代に対応したものとしております。すなわち、長野県信用組合の各支店に紐づけされた取引先事業者（中小企業）が、各支店の職員の下に集まり、中小企業及び各支店職員がセットとなって、各支店職員からWeb会議システムに接続してオンライン知財座談会に参加するというものであります。長野県信用組合によりますと、金融機関がこのような形式で知財のWebセミナーを行うことも初の試みである、とのことです。

このような新しい形式による令和2年度共同セミナーは、本原稿の寄稿後となる12月に予定されております。この原稿が掲載されたPatent誌が発刊された頃にはきっと令和2年度共同セミナーも無事終わっている筈です。

### 3.2 長野県弁理士の集い

長野県委員会では毎年「長野県弁理士の集い」なるものを企画し開催しております。「長野県弁理士の集い（以下、「集い」という）」は、新緑が目気持ち良い爽やかな時期に、長野県の弁理士諸氏が県内の温泉地、保養地等に集まり、昼は研修会を行い、夜は寝泊りしながら語り合い親睦を深めるというイベントであります。

概略タイムスケジュールとしては、初日となる土曜日の午後に現地集合、研修会でしばし勉強をし、その後は自由行動、夕方からは懇親会となります。2日目は各自朝食を取り自由解散となります。解散後は、宿泊地の周辺で仲間と共に観光、スポーツ等を行うという方もいらっしゃいます。

「集い」には上述したように研修会が付帯しております。研修会は、地域会（都道府県委員会）が主催す

る研修会にしては手前味噌ながらかなり力が入った研修会になっていると思います。この研修会は、継続研修の単位認定もされるものとなっております<sup>(4)</sup>。

研修会に続く懇親会及びその後の時間では、互いの近況を報告し合ったり、共通する課題について情報交換・意見交換をしたりと様々です。経団連では毎年軽井沢で夏季フォーラムを行っている聞いておりますが、「集い」はそのようなイメージのものなのかも知れません。

そもそも「集い」は平成13年頃<sup>(5)</sup>から綿貫弁理士が発起人となって始めた聞いております。「集い」は、当時、有志による私的なイベントだったかと思いますが、現在ではプレ長野フォーラム<sup>(6)</sup>として位置づけられた長野県委員会のイベントの1つになり、委員会が組織だって実施しております。

### (出入り自由な集い)

「集い」開催に当たっては、県内に主たる事務所・従たる事務所の登録をされている弁理士の皆さんに分け隔てなく連絡がつく限りにおいて幹事役から開催要綱のご案内をしております。出席される方々というのは有志ということになりますが、有志の皆さんは、それぞれの事情に応じて自由に出入りしている感じですね。出席者の数は例年30名前後です。例えば、毎年欠かさず参加される弁理士もいらっしゃいますが、都合のつく年だけ参加する弁理士も多いです。自分はこのタイプです。また、これまで参加したことのなかった方が参加し始めるとか、地方に事務所を移転させたのをきっかけに参加し始める弁理士も近年では多くなってきております（勿論大歓迎です）。また、近年では東海会本部にも声掛けし、東海会会長・副会長（長野県担当）にも参加していただいております。これは東海会本部と長野県弁理士との間の意思疎通に大いに役立っているものと感じております。

### (開催例・集いの意義)

参考までに、2019年は6月に大町温泉郷にて開催しました。研修会に際しては、信州大学経法学部教授（東京大学 先端科学技術研究センター教授）の玉井克哉先生にお越しいただき、直近の特許法改正及び著作権法改正についてお話いただきました。改正の裏話など興味深いお話も拝聴することができ、またその後の時間においても玉井先生のみならず研究生とも様々なお話を



図3 長野県弁理士の集い～研修会

することができ、満足度の高い研修会となりました。

2020年は新型コロナウイルス（COVID-19）禍もあり、さすがに「集い」の開催を見送りましたが、少なくとも20年続くこの「集い」は、研修会も付帯することや年毎に開催地が変わり転々としながら仲間と会合できるとあって、毎年この「長野県弁理士の集い」を楽しみにされている弁理士も多いようです。また、駆け出しの弁理士や県内に引っ越してきた弁理士にとってみると、いざという時に相談できる先輩弁理士と人的ネットワークを作れる格好の場にもなろうかと思えます。いずれにしても、弁理士という職業が自分～特定のクライアント様～取り扱う客体（発明等）等の間を行ったり来たりする日々が多くて兎角視野が狭くなりがちなか中、1年に1度共に顔を合わせ、興味深いテーマの研修を受けて視野を広げたり、他の弁理士の話を聞いて刺激を受けモチベーションを上げて気持ちを改にしたりとなりますので、この「集い」は地方弁理士のために大いに役立っているものと感じております。

### 3.3 諏訪圏特許事務所連合会

諏訪エリアには「諏訪圏特許事務所連合会」という私的な集まりがあります。

設立経緯・設立趣旨を大雑把に説明しますと、①その昔、諏訪圏に知財サービスを提供する弁理士が十分に居なかったことから諏訪圏の中堅企業などでは都市部の特許事務所と取引しているところも多かった。その後、地元の特許事務所・弁理士も充実してきたため「近くて便利な存在」として私達地元弁理士にも頼って貰えるように自分達のことをPRする。②諏訪圏の中小企業の知財レベル（知財マインド・知財文化度）を引き上げるための活動を行う…といったところで始



図4 長野県弁理士の集い～懇親会

まっております。

2007年に渡邊秀治弁理士が発起人となって設立した会で、現在は、趣旨に賛同する3事務所6名の弁理士で活動しております。この会についても弁理士それぞれの事情に応じて出入り自由でやっております。

#### (活動内容)

私も現在この会に加入しております。私自身は企業内弁理士から事務所弁理士に転身したのが2015年のため、設立当時の活動ぶりは不明ですが、現在行っている活動の主なものとしては、2ヶ月に1回の定期ミーティング、発明相談会及びビジネス展示会への出展となっております。従前は中小企業向けの講演も行っていたようです。

定期ミーティングは、当番事務所が会場を確保しつつ、地元の情報、世界情勢、国内外の知財に関する情報等の情報交換、知財に関する勉強等を行っております。個人的に印象に残っている題材としては知財ビジネス評価書、AI翻訳等があります。また、ミーティングでは、後述する諏訪圏工業メッセへの出展の相談を行ったり、各々の専門分野外で案件の引き合いがあったときやコンフリクトがあったときに案件融通等の相談を別枠で行ったりすることもあります。

発明相談会は、諏訪圏の複数の商工会議所に声掛けして会場の確保及びPRを行ってもらいながら、連合会員が定期的に当番制で回しております。この発明相談は、INPIT長野県発明協会の発明相談と一部被る活動かも知れず綺麗な棲み分けはできませんが、現状ではINPITさんが扱う地元企業の相談情報が全て私達弁理士に入ってくる訳ではありませんので、私達も商工会議所への事業の協力という形で独自に地元企業・地元スタートアップ企業の把握をさせて貰ってお



図5 諏訪圏特許事務所連合会ミーティング～丸山珈琲テラスにて

ります。なお、近年では、認知度が上がったせいなのか分かりませんが新規相談の方も以前より多くなったように感じます。

ビジネス展示会への出展については、好都合にも地元開催のビジネス展示会として「諏訪圏工業メッセ<sup>(7)</sup>」というものがあるため、この展示会に諏訪圏特許事務所連合会として出展してPRしようというものです。これまでに2007年から2019年までの13回に渡り出展しております。出展の基本的な狙いとしては、メッセを地元企業との接点（チャンネル）の1つとして位置づけ、①メッセにエントリーすることにより地元企業の視野の中に私達も入れさせてもらうこと、②地元企業からみると特許事務所は敷居が高く、日頃はアクセスしづらいと感じているかも知れない。そこで、知財に関する展示の他に簡単な知財サロンのようなコーナーを設け、少なくともメッセ期間中は特許事務所アクセスの敷居を下げ、初歩的な内容であっても地元企業が弁理士に声掛けして気軽にやり取りできる場を提供すること…といったところを意識しております。また、副次的な効果として、私達のブースに様々な既存クライアント様が遊びに来られた結果、異業種交流が行われることもあります。

地元企業には、明確に認識していない状態で保有していると思われる知的財産（独自技術など）に気付いてもらいたいし、それを知的財産権として権利化してきっちりガードしながら有利にビジネス展開して是非とも成功してもらいたいと思っております。「地元企業が元気にならなければ、地元特許事務所も元気になれない」という基本認識の下、そのために知財面でサポートする用意がある地元弁理士が「近くて便利」な



図6 諏訪圏工業メッセへの出展風景～クライアント共に（筆者右）

ところに居ることを地元企業に是非とも知っていただきたいという思いでおります。

このように諏訪圏特許事務所連合会は、普段は仕事で切磋琢磨するところは切磋琢磨しつつも、共通の問題に対して協力できることは協力しようという弁理士達の集まりとなっております。

### 3.4 田舎弁理士の日頃の活動

上述しましたように信州は山・峠で隔てられており互いの行き来には一苦労ですし、諏訪エリアについては例えば東京・名古屋等の都市からのアクセスにはそこに時間が掛かります。地元中小企業では知財部門はおろか知財担当者さえも置かないところも多いです。そのような事情もあってか、近年の自分についてみると、地元にいる「町の知財部」として地元中小企業から相談を受けることが多くなってきております。相談内容としては、研究開発の上流段階からの知財の取扱い、他者との契約、他者権利のクリアランス、事業戦略に即した知財戦略、知財活用など多様になっております。また、扱う法域も多岐に渡っております。また、例えば諏訪圏の中小企業では東南アジア方面に進出しているところが多く、このような中小企業からは海外進出のことも考慮した知財戦略について相談を受けることも多くなっております。

自分としては、出願・権利化手続等の弁理士専権業務を地元を提供することに加え、海外通の経営者を相手に近くて便利な弁理士として1ストップでもかなりの知財問題を捌くことができるよう、今後も研鑽を続けて幅広い知識・経験を蓄積していこうと考えております。また、不得意な専門分野を互いにカバーし合え

る協力関係を弁理士同士で形成しておくことも田舎では重要になってきますので、長野県弁理士の集い、諏訪圏特許事務所連合会なども引き続き顔を出していくつもりでおります。

#### (地元への溶け込み)

近くて便利な存在として私達地元弁理士を活用してもらうためには、地元企業に弁理士の顔・名前を憶えてもらうことが重要なポイントとなります。その意味でも、地元積極的に溶け込もうとすることは田舎弁理士として大切なことかも知れません。

これまで紹介してきた長野県信用組合とのコラボレーションや諏訪圏特許事務所連合会の活動は、地元企業に弁理士としての顔・名前を憶えてもらうために随分と役立っているものと考えられます。また、私の知り合いの弁理士には、地域の商工会議所の会員に登録して他業種の方々と行動を共にしている方もいらっしゃいます。自分の場合は後述する「クラブ活動」や「ボランティア活動」を積極的に行うことで、結果的に地元の方々に顔・名前を覚えて貰っているのではないかと感じております。

### 3. 5 プライベート

デスクにはり付いてばかりだと良いアイデアが出て来なくなります。弁理士という職業柄、やはり気分転換やストレス解消というのは重要になってまいります。信州の弁理士の皆さんは田舎ならではのメリットを活かし各々が好いた方法で気分転換・ストレス解消を行っているようです<sup>(9)</sup>。自分の場合は戸外活動をメインに実践しております。例えば、山登り、サイクリング、キャンプ、散歩、薪ストーブ用の薪づくり等々です。また、「クラブ活動」も積極的に参加（というより寧ろ仕掛け人となる場合も多いですが）しております。例えば、地域の酒飲み仲間と共に、毎年諏訪湖で行われるボート大会<sup>(10)</sup>にエントリーしたりなどと活動しております。

#### (田舎のメリットとデメリット)

田舎は豊かな自然、美味しい空気、新鮮な食べ物（地元特産品含む）、窮屈さからの開放など環境の良さがあります。人間が生物として生きいくためのリソース・材料は身の回りに転がっておりますので、自分が手を動かし体を動かしさえすれば然程お金がなくても

十分に生きていけます。物理的な豊かさというか、広さというか、そういったものがあります。

一方で、人づきあいなどの社会的環境については逆に良くも悪くも田舎の方が狭いように思います。何か外に出てると周囲の人々がグイグイと入ってきて構ってきます。野菜・山菜のお裾分けもしょっちゅうです。災害等の有事における助け合いには素晴らしいものがあります。その一方で、少ない人数で様々な事柄を回していく宿命にもあります。「ボランティア活動」の機会は都市部よりも多くなってきます。自分の場合はPTA、自治会、お祭り<sup>(11)</sup>、財産区<sup>(12)</sup>等の役員を順次経験しました。私はお役目だと思って観念して引き受けますが、実際にやり始めると逆に面白くなっていくタイプですので問題ありません。自分の当初の想像を超えて世界が広がりますし人脈もどんどん広がっていきます。ということで、私も伴侶もこうした状況をエンジョイしております。

ただ、人に依ってはこういった人との関わりを窮屈と感じるかもしれません。そう感じ始めたら逆にストレスになるかもしれません。田舎で暮らすということは、豊かな自然環境等を享受することとセットで上述した人との関わりも受け入れる覚悟が必要かと思えます。

もっとも、近年では自分の地元でもスマートな人付き合いの感覚をお持ちの方も増えてきており、旧来のムラ社会的な空気が和らいできており随分過ごしやすくなりました。また、別荘地を生活拠点にするなどして人との関わり度合いを適宜コントロールしながら工夫して暮らす方々も増えてきました。

### 4. おわりに

上述しましたように、田舎には田舎ならではのメリットがありますが、その一方でデメリットもあります。信州に限らず地方にいる弁理士は、世界の動きを意識しつつも各地方の特性を活かした弁理士の在り様を今後も模索していくのだろうと思っております。今後も、似たような境遇の弁理士の方々とは情報交換していきたいと思っております。とりとめもなく書き綴ってみました。何かの一助になれば幸いです。

#### (注)

(1)長野県委員会が関係する活動で特徴的なイベントが幾つかありますので、それらのイベントについてもこの場を借りて自分なりの目線で紹介していきます（長野県信用組合とのコ



図7 諏訪大社御柱祭にて(筆者左)



図8 踊り場湿原(散歩コースの1つ)

- ラボレーション, 長野県弁理士の集い)。
- (2)長野県信用組合報告書『DISCLOSURE 2020.3』(2020年7月) 11-13頁
  - (3)東海会副会長 南島昇, 日本弁理士会知的財産支援センター長宛『支援活動報告書』(令和元年12月12日)
  - (4)「長野県弁理士の集い」に組み込まれている「研修会」には他県からいらした弁理士が出席されても勿論構わないと個人的には思っている。ちなみに、長野県の弁理士においても研修会だけ参加しその後の懇親会は出席せずにお帰りの方もいる。オープンな「集い」であることから、そのような摘まみ食いについても皆さん全く構いなしでやっている。
  - (5)「長野県弁理士の集い」が始まった時期 持ち回りの幹事役の手元に残っている記録によれば、平成13年ころまで遡ることができる。もしかしたらそれ以前からも開催していたかも知れない。
  - (6)長野フォーラム 長野県と日本弁理士会との知的財産支援協定に基づく知財広め隊事業「知的財産支援フォーラム20XX in 長野」。年に1度夏季に知的財産関係者が長野市に集まって特定テーマについて勉強し討論する。なお、2020年度は新型コロナ禍のため秋に開催となった。「長野県弁理士の集い」は新緑の季節に行われるため、長野フォーラムの前哨戦としての位置づけになると勝手に思っている。
  - (7)諏訪圏工業メッセ NPO 諏訪圏ものづくり推進機構が事務局となって2002年から毎年行われている展示会。2019年の

- メッセに出展した企業・学校・研究機関・海外機関等の数は425機関、来場者数は27,841名であった。地方では国内最大級の工業専門展示会とされる展示会である<sup>(8)</sup>。なお、2020年は新型コロナウイルス禍により開催中止となった。
- (8)荒井誠司「地方開催の「諏訪圏工業メッセ」はなぜ成功しているか～魅力あるSUWAブランドの創造を目指して～」(科学技術振興機構編, 産学官連携ジャーナル2020年5月号, 7-9頁)
  - (9)信州の弁理士には地の利を生かした気分転換をされる方々も多い。「メインの仕事は農業でサブの仕事は弁理士業だ」と晴耕雨読を公言される方、オフロードで自動車ラリーをされる方、オートバイツーリングされる方、縄文土器を追いかける方等々。
  - (10)諏訪湖で行われるボート大会「下諏訪レガッタ」。初心者も参加可能なROWINGの草レース。私達のチームは上達もしないのに懲りずに毎年よくエントリーしてくれるとして昨年は「特別賞」を頂戴した。チーム立上時は私も漕いだが今では若手が漕ぎ自分は裏方。
  - (11)お祭りの役員 地域の鎮守の神社の祭り。私のところで大きなものでは諏訪大社御柱祭などの実行役員があった。
  - (12)財産区 山林, 牧野, 河川等の入会権を共同で保有しそれらを管理する単位(組合)。

(原稿受領 2020.10.16)